

平成25年11月6日

AFTC INFORMATION

修復歴の有無について不当表示を行った 非会員事業者に対し、消費者庁が措置命令

消費者庁は、平成25年10月31日付で、「修復歴の有無」に関する不当表示を行った公取協非会員事業者に対して、景品表示法第6条の規定（同法第4条第1項第1号（優良誤認）違反）に基づき、措置命令を行いました。

詳細については、次の消費者庁ホームページをご覧ください。

http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131031premiums_1.pdf

<違反事実の概要>

- 事業者名 株式会社川島（グッド木屋瀬店）
（福岡県：代表取締役 川島 康寛）
- 違反事実 中古車情報誌「Goo九州版」に広告掲載していた中古自動車のうち、13台について、修復歴がある車両であるにもかかわらず、「修復歴なし」と表示

会員各社に対しましては、このような表示を行わないよう、規約に基づく適正な表示について、再度、周知徹底をお願い致します。

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112